

令和6年度

11月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和6年11月14日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第 26 号」及び「議題第 27 号」、「議題第 28 号」、「その他④」については、後日公表されるものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和 6 年度 10 月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第 24 号 教育職員免許法等施行細則の改正について

教職員課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

柳委員

所属長の証明について、現職でない者は「出身学校の責任者又は県教育委員会が適当と認める者」とするとありますが、実際に証明を受ける際に、この部分について苦慮されている方がいると感じます。県教育委員会が適当と認める者とは、どのような方になるのでしょうか。

教職員課長

これまでは、勤務場所の責任者によるものとしており、様々な責任者の名前を付した様式で申請がなされておりました。これを県教育委員会が適当と認める者、つまり、事前に連絡をいただいて、県教育委員会から御連絡申し上げるものに変えたということであり、基本的には教育関係の職を基軸にしながら、申請者がどのような履歴をたどったか、それが証明できるものかどうかを精査していこうとするものであります。

柳委員

申請の部分が簡略化されるのはよいことだと思います。

松山郁子委員

改正の内容(1)の①と②について、第15条の2と第19条において、ただし書きで新しい規定ができております。元々、法律で適用されてはいたとのことですが、これまで細則がなかったことで、ただし書きの部分が適用されなかった人もいたと思います。この部分の不公平感について問題はなかったのでしょうか。

教職員課長

それぞれ基盤となる法律には定められていた内容であって、それを今回、細則として、しっかりと明記したということであります。したがって、これまで教育職員免許法と教育職員免許法施行規則に定められていた内容であったため、各免許状の授与を受けようとする者にとって不利益はありませんでした。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、案のとおり決定します。

◎ 議題第25号 宮崎県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

木村委員

一度でも児童生徒に性暴力等を行った教員が教壇に戻って来るということは、保護者としては許されないことですので、審査会の委員には慎重に判断してほしいと思います。また、児童生徒だけではなく、幼児も含め高校生までの子どももしっかり守ってほしいと思いますので、子どもと接する職業に就く場合はしっかりと徹底してほしいと思います。

教職員課長

免許法自体が申請に伴って授与するということになりますので、免許の申請に対して審査会を開かなければなりません。しかし、委

員の御指摘のとおり、審査会の人選もしっかりと行き、性暴力等が二度と再発しないようにしていきたいと思います。

木村委員

性暴力等の疑いがある方が教員になった場合、過去に児童生徒に性的な被害を与えたことの有無が照合できるよう、しっかりデータ化してほしいと思います。

教職員課長

法に基づきまして、令和5年4月1日から免許に関するデータを、このような特定の教員に対して確認できるようになっております。また、日本版DBSも今後施行が期待されますので、二重で確認していきたいと考えております。日本版DBSについては、まだ情報がしっかりと入ってきていない状況であります。

松山郁子委員

失効が原則で、再授与は例外中の例外として取り扱うべきと思います。審査会については、第3条に記載されている委員について、専門的な知識及び経験を有する者、その他県教育委員会が適当と認める者で構成されることですが、今の段階で、具体的にどのような分野で、どのような資格をもった方を想定されているのか教えてください。

教職員課長

国からも基本的な指針が示されておりまして、公正公平を担保するなかでも、性暴力等に関する学識経験を有する者としております。そのあたりをそのまま記載させてもらいましたが、県としましては、これからどのように専門分野の方々を選出させていただき、審議を行っていくのか、これから審議していくことになるかと思っております。

松山郁子委員

人選に関しては、性暴力等は将来、長きに渡って心理的に影響を及ぼすものであるため、性暴力等に関する知見に長けた方を選んでいただきたいと思います。

さて、この規則は令和7年4月からの施行とのことですが、令和3年に法律が制定されているので、その間は申請ができない状況だったと思いますが、他県では審査会が既に設置されていて、申請もあったのか、そういった事例があれば教えてください。

教職員課長

法律は令和4年4月1日に施行されており、3年間は免許状の申請ができないということになっております。3年前より以前に起こった事案等についてはさかのぼって審議することはできないという状況ですので、法律が施行されてから3年後の令和7年4月に、この規則を施行するということでもあります。ただし、法律の先生ではなくても、様々な所から情報が入るように精査しておりまして、これまでの事案も含めて対応できるところは対応できるようにしていこうと考えております。

教育長

3年間は免許が申請できないため、4年目にあたる令和7年4月1日以降から適用するということですね。委員の構成についても、県教育委員会が適当と認めるものですから、今後、教育委員会においても付議するものですかね。

教職員課長

そのとおりでございます。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、案のとおり決定します。

4 その他

◎ その他① 重要文化財の指定について

文化財課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

教育長

また、機会があれば視察に行けるとよいですね。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

◎ その他② 県立高校生の就職内定状況（10月末）について

高校教育課長

（資料に沿って説明）

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

森山委員

就職内定に至っていない生徒の主たる理由は何でしょうか。

高校教育課長

例えば、公務員希望でこれから試験を受ける、あるいは、まだ結果が出ていないという生徒がおります。

森山委員

前向き内定状況ということですね。

高校教育課長

未内定、あるいは、一度受験したけれども結果が伴わなかった生徒に対して、丁寧に進路指導を行い、就職にしっかり結びつけられるように努力していきたいと考えております。

松山竜也委員

就職内定状況について、現在、県では、9月末までは高校生が1人1社制、10月1日からは、1人2社までの応募推薦となっていると思います。全国的に見て、5つの都道府県が9月当初から複数社の応募が可能にしておりますが、本県で1社しか受験できないことの弊害として未内定者が出ているということは、可能性としてないでしょうか。

高校教育課長

毎年4月に行政及び企業で就職問題検討会議を行っており、その中でも、9月16日から複数の受験をさせてみた方がよいのではないかという意見もいただきましたが、就職に向けての進路指導を丁寧に行っていくため、当初から複数の応募にしていまいますと、生

徒への負担が非常に増えてしまうと考えております。様々な県の情報によると、9月16日の解禁日から複数の会社を受験する生徒は少ない状況であると聞いております。現状では、ある一定期間は、1つの会社を受験し、10月1日からは、複数の会社を受験する可能性が出てくるといった形で進めていこうと考えております。就職問題検討会議でもこの話題が出ましたので、今後、継続的に様々な御意見を聞きながら考えていくことになろうかと思っております。

松山竜也委員

全国的な人材不足ということで、これまでは大学卒業者に限って募集をしていた企業等が高校卒業者も採用者に含むということを知っておりますので、教育委員会としましても、今後、複数社の受験に対する検討が必要になると思っております。

高校教育課長

エリアネットワーク会議を各地区で行い、企業等も多数お越しになりますので、その中で様々な意見を幅広く聞いていきたいと思っております。

松山竜也委員

産業界も入って議論されているとのことですので、今後も県内の子どもたちのよりよい就職の在り方について議論していただきたいと思います。

県内の企業の中には、毎年度採用募集というわけではなく、複数年に一度に採用という中小企業が非常に多いと思っております。高校生の採用のルールに理解を得られていないという懸念もありますので、事前に企業との接点を設けて、ミスマッチ等の仕組みづくりやルールの周知徹底などの方向を検討してほしいと思っております。

高校教育課長

県内7地区に1名ずつ就職支援エリアコーディネーターを配置しております。企業と学校をつなぐ役割を担っていただいておりますので、就職支援エリアコーディネーターを活用しながら、委員から御指摘を受けたことを踏まえながら取り組んでいきたいと考えております。

木村委員

県内の就職内定者の比率が上がっているということは、保護者としては、身近に子どもたちが働いてくれることは大変心強いと思っております。

ます。資料によると県外への希望が減っていると感じますが、コロナ禍が明けても、県内志向がそのままなのか、それとも、県外からの募集がないということなのでしょうか。

高校教育課長

県内外ともに多くの求人をいただいている状況であります。コロナ禍前のように、子どもたちが県外の企業に目を向けるのではないかと心配しておりましたが、幸いなことに、県内の企業を希望するという状況が続いております。学校での進路指導等を丁寧に行っている結果、また、就職支援エリアコーディネーターが学校と企業を丁寧につなげてくださった結果、さらに、日々行っているキャリア教育や探究的な学びの中で地域の方と触れ合いながら、地域のことや企業のことなどをしっかりと理解できている結果ではないかと思えます。

柳委員

小・中学校においてもキャリア教育で、地域の方の協力を得て、企業のことを知る機会が増えていると思えます。企業から子どもたちと関わらせていただきたいという声も市町村に届いております。県においてキャリア教育を進めていただいていることが、子どもたちにとって身になってきているのではないかなと思えます。それが高校へもつながり、また更に新たな企業とのつながりもあり、とてもよい傾向だと思えます。

義務教育課長

小・中学校においても、地域と連携した取組を積極的に行っております。大人の人と交流することにより、人生観を豊かにしたり、企業と触れ合うことにより、職業観を豊かにしたりするといった取組を丁寧に行っております。全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果でも、地域のために貢献したいという子どもの割合が全国的にも非常に高い傾向でありますので、この取組をしっかりと高校にもつなげていきたいと思えます。

森山委員

当社でも、本日、延岡工業高校の生徒が体験学習を行っております。体験学習をしていくと、「地域で就職したい」と、地域の企業を好きになる子どもが増えていると感じます。是非、今後も体験学習を進めていってほしいと思えます。

教育長

専門系だけではなく、普通科のインターンシップも非常に大切でありますので、現在取り組んでいるところであります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

◎ その他③ 宮崎県社会教育委員会議の提言について

生涯学習課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

柳委員

今回新たに作られたリーフレットについては、多くの方に理解していただくという主旨で、とてもよい取組だと感じました。リーフレットの中にある「私の考えるウェルビーイング」について、9歳から70歳代までというあらゆる年代の声を挙げていただいておりますので、みんなが自分事として捉えやすいなと思ったところです。

人生100年時代に入り、生涯学習という意味合いはとても重要であると思います。その中で、社会教育主事の資格を持っている方々など、社会教育に関わる方々のお力は大きく、また、仕事を辞めた後も各地域で核となって活躍してくださる方もおりますので、今後も社会教育主事講習などに力を入れていってほしいと思います。

生涯学習課長

震災が起きた際にも、避難所を運営したり、地域社会を立て直したりするなど、社会教育主事が大きな働きを見せております。国も再認識しようということで、令和2年度から新たに社会教育士という称号が付与されることとなりました。既存の社会教育主事資格保有者も、新たに2科目4単位取れば、社会教育士として名乗れる仕組みとなっております。本県では、昨年までで49名、年間にしますと10名以上の取得者が出ております。その中には企業の方や市町村教育委員会の職員、県立学校、公立小・中学校の職員など、幅

広い職種、年代の方が受けてきているところでもありますので、活躍できる場の設定も考え、今後も大切にしていきたいと思えます。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、12月10日、火曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(14:45終了)